

令和6年坂祝町議会  
第3回定例会 議案

令和6年9月17日提出  
加茂郡坂祝町

## 付議事件

- 議案第40号 坂祝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  
議案第41号 坂祝町国民健康保険条例の一部を改正する条例について  
議案第42号 坂祝町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第43号 坂祝町水道事業給水条例の一部を改正する条例について  
議案第44号 坂祝町下水道条例の一部を改正する条例について  
議案第45号 坂祝町農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第46号 令和6年度坂祝町一般会計補正予算（第5号）について  
議案第47号 令和6年度坂祝町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について  
議案第48号 令和6年度坂祝町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について  
議案第49号 令和6年度坂祝町介護保険特別会計補正予算（第1号）について  
議案第50号 令和6年度坂祝町水道事業会計補正予算（第2号）について  
議案第51号 工事請負契約の締結について  
認定第1号 令和5年度坂祝町一般会計歳入歳出決算の認定について  
認定第2号 令和5年度坂祝町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第3号 令和5年度坂祝町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第4号 令和5年度坂祝町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第5号 令和5年度坂祝町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について  
認定第6号 令和5年度坂祝町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について  
同意第2号 坂祝町教育委員の任命につき同意を求めることについて

議案第40号

坂祝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項の規定により、坂祝町国民健康保険税条例の一部を改正するものとする。

令和6年9月17日 提出

坂祝町長 伊藤敬宏

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、国民健康保険法施行令が改正されたため改正するものです。

坂祝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

坂祝町国民健康保険税条例(昭和41年条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(出産被保険者に係る届出)</p> <p>第24条の4 (略)</p> <p><u>(徴収猶予)</u></p> <p>第24条の5 町長は、国民健康保険税の納税義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき国民健康保険税の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6か月(ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る国民健康保険税の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年)以内の期間を限って徴収猶予することができる。</p> <p>(1) <u>納税義務者がその資産について震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。</u></p> <p>(2) <u>納税義務者がその事業又は業務を廃止し、又は休止したとき。</u></p> <p>(3) <u>納税義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき。</u></p> <p>(4) <u>前各号に掲げる理由に類する理由があったとき。</u></p> <p>2 <u>前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、町に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>氏名及び住所</u></p>	<p>(出産被保険者に係る届出)</p> <p>第24条の4 (略)</p>

(2) 納期限及び国民健康保険税の額	
(3) 徴収猶予を必要とする理由	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の第24条の5の規定は、令和6年度分の国民健康保険税のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の国民健康保険税について適用し、令和6年度分のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の国民健康保険税について、なお従前の例による。

議案第41号

坂祝町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項の規定により、坂祝町国民健康保険条例の一部を改正するものとする。

令和6年9月17日 提出

坂祝町長 伊藤敬宏

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、国民健康保険法施行令が改正されたために改正するものです。併せて、規定の字句等、所要の改正を行うものです。

坂祝町国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

坂祝町国民健康保険条例(昭和39年条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第4条 次の各号に掲げる者は、被保険者としな<del>い</del>。</p> <p>(1) 町の区域内に有する養護老人ホームに入所している者で次の表の左欄に掲げるものについて、同表中欄に掲げる金額が同表右欄に掲げる金額に満たない者</p> <p>(略)</p> <p>(イの欄に規定する自己負担金の額は、65歳以上の被保険者に係る直近の年度の入院、入院外及び歯科に係るそれぞれの診療費の総額を、その年度に療養の給付を受けた65歳以上の被保険者の数で除して得た額を基礎として推計した額とする。右欄に規定する小遣いに相当する額は、当該施設の入所者1人当たりに係る当該年度の措置費の生活費に相当する額の10分の1に相当する額とする。)</p> <p>(一部負担金)</p> <p>第5条 (略)</p> <p><u>2 被保険者は往診又は歯科訪問診療の給付を受ける場合において、当該往診又は歯科訪問診療が「診療報酬の算定方法」(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第1第2章第2部第1節の往診料の項注4又は同算定方法別表第2第2章第2部の歯科訪問診療料の項注11の規定に該当するものであるときは、当該往診又は歯科訪問診療の給付に要する費用のうち当該往診又は歯科訪問診療がこれらの規定に該当しないものとして算定した額を超える部分については、前項の規定にかかわ</u></p>	<p>第4条 次の各号に掲げる者は、被保険者としな<del>い</del>。</p> <p>(1) 町の区域内に有する養護老人ホームに入所している者で次の表の左欄に掲げるものについて、同表中欄に掲げる金額が同表右欄に掲げる金額に満たない者</p> <p>(略)</p> <p>(イの<u>右欄</u>に規定する自己負担金の額は、65歳以上の被保険者に係る直近の年度の入院、入院外及び歯科に係るそれぞれの診療費の総額を、その年度に療養の給付を受けた65歳以上の被保険者の数で除して得た額を基礎として推計した額とする。右欄に規定する小遣いに相当する額は、当該施設の入所者1人当たりに係る当該年度の措置費の生活費に相当する額の10分の1に相当する額とする。)</p> <p>(一部負担金)</p> <p>第5条 (略)</p>

らず、一部負担金を支払うことを要しない。

第14条 この町は、世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し10万円以下の過料を科する。

第14条 この町は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し10万円以下の過料を科する。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第42号

坂祝町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項の規定により、坂祝町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正するものとする。

令和6年9月17日 提出

坂祝町長 伊藤敬宏

提 案 理 由

児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令により、引用する条文の項番号が変更となったため、坂祝町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正するものです。

坂祝町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例（案）

坂祝町福祉医療費助成に関する条例(昭和50年条例第22号)の一部を次のよう改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「こども」、「重度心身障害者」、「母子家庭等の母及び児童」及び「父子家庭の父及び児童」(以下「福祉医療費助成対象者」という。)とは、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 母子家庭等の母及び児童 前号に該当する者以外の者で、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子のうち、18歳未満の児童(満18歳に達する日以後における最初の3月31日以前の者をいう。以下同じ。)を現に扶養している者及び当該18歳未満の児童並びに同法附則第3条第1項に規定する父母のない児童のうち18歳未満の児童で、次に掲げる要件のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>ア 18歳未満の児童を扶養している母又は養育者(母がない場合又は母が扶養しない場合において、18歳未満の児童と同居してこれを監護し、かつ、その生計を維持する者をいう。以下この号において同じ。)の前年の所得(1月から10月までの間に受ける母子医療費については、前々年の所得とする。以下この号において同じ。)が児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号。以下「施行令」という。)第2条の4第2項に定める額(児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第9条第1項に規定する児童の養育者にあつては、施行令第2条の4第6項</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「こども」、「重度心身障害者」、「母子家庭等の母及び児童」及び「父子家庭の父及び児童」(以下「福祉医療費助成対象者」という。)とは、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 母子家庭等の母及び児童 前号に該当する者以外の者で、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子のうち、18歳未満の児童(満18歳に達する日以後における最初の3月31日以前の者をいう。以下同じ。)を現に扶養している者及び当該18歳未満の児童並びに同法附則第3条第1項に規定する父母のない児童のうち18歳未満の児童で、次に掲げる要件のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>ア 18歳未満の児童を扶養している母又は養育者(母がない場合又は母が扶養しない場合において、18歳未満の児童と同居してこれを監護し、かつ、その生計を維持する者をいう。以下この号において同じ。)の前年の所得(1月から10月までの間に受ける母子医療費については、前々年の所得とする。以下この号において同じ。)が児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号。以下「施行令」という。)第2条の4第2項に定める額(児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第9条第1項に規定する児童の養育者にあつては、施行令第2条の4第7項</p>

に定める額)未満であり、かつ、18歳未満の児童を扶養している母又は養育者の配偶者及び扶養義務者(当該母と生計を同じくする者又は当該養育者の生計を維持する者に限る。)の前年の所得が、施行令第2条の4第7項に定める額未満であるとき。

イ (略)

(4) 父子家庭の父及び児童 前2号に該当する者以外の者で、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子のうち、18歳未満の児童を現に扶養している者及び当該18歳未満の児童で、次に掲げる要件のいずれかに該当する者をいう。

ア 18歳未満の児童を扶養している父の前年の所得(1月から10月までの間に受ける父子医療費については、前々年の所得とする。以下この号において同じ。)が施行令第2条の4第2項に定める額未満であり、かつ、18歳未満の児童を扶養している父の配偶者及び扶養義務者(当該父と生計を同じくする者に限る。)の前年の所得が、施行令第2条の4第7項に定める額未満であるとき。

イ (略)

2・3 (略)

に定める額)未満であり、かつ、18歳未満の児童を扶養している母又は養育者の配偶者及び扶養義務者(当該母と生計を同じくする者又は当該養育者の生計を維持する者に限る。)の前年の所得が、施行令第2条の4第8項に定める額未満であるとき。

イ (略)

(4) 父子家庭の父及び児童 前2号に該当する者以外の者で、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子のうち、18歳未満の児童を現に扶養している者及び当該18歳未満の児童で、次に掲げる要件のいずれかに該当する者をいう。

ア 18歳未満の児童を扶養している父の前年の所得(1月から10月までの間に受ける父子医療費については、前々年の所得とする。以下この号において同じ。)が施行令第2条の4第2項に定める額未満であり、かつ、18歳未満の児童を扶養している父の配偶者及び扶養義務者(当該父と生計を同じくする者に限る。)の前年の所得が、施行令第2条の4第8項に定める額未満であるとき。

イ (略)

2・3 (略)

#### 附 則

この条例は、令和6年11月1日から施行する。

議案第43号

坂祝町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項の規定により、坂祝町水道事業給水条例の一部を改正するものとする。

令和6年9月17日 提出

坂祝町長 伊藤敬宏

提 案 理 由

水道事業の経営改善を目的として、水道料金の端数処理を改定するために本条例を改正するものです。

坂祝町水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）

坂祝町水道事業給水条例(平成10年条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(料金)</p> <p>第26条 料金は、別表第2のとおりとする。ただし、基本料金と従量料金の合計とし、その合計額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額(以下「消費税相当額」という。)を加えた額(ただし、その額に<u>1円</u>未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)とする。</p>	<p>(料金)</p> <p>第26条 料金は、別表第2のとおりとする。ただし、基本料金と従量料金の合計とし、その合計額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額(以下「消費税相当額」という。)を加えた額(ただし、その額に<u>10円</u>未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)とする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の坂祝町水道事業給水条例の規定は、令和7年4月分の使用料から適用し、令和7年3月分までの使用料については、なお従前の例による。

議案第44号

坂祝町下水道条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項の規定により、坂祝町下水道条例の一部を改正するものとする。

令和6年9月17日 提出

坂祝町長 伊藤敬宏

提 案 理 由

下水道事業の経営改善を目的として、公共下水道使用料を改定するために本条例を改正するものです。

坂祝町下水道条例の一部を改正する条例（案）

坂祝町下水道条例(平成5年条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料)</p> <p>第13条 使用料は、次項に定める汚水の量に応じ、別表に定める基本料金と従量料金の合計額とし、その合計額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(ただし、その額に<u>1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。</u>)とする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>別表(第13条関係)</p> <p>【別記1 参照】</p>	<p>(使用料)</p> <p>第13条 使用料は、次項に定める汚水の量に応じ、別表に定める基本料金と従量料金の合計額とし、その合計額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(ただし、その額に<u>10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。</u>)とする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>別表(第13条関係)</p> <p>【別記1 参照】</p>

【別記1】

改正後

基本料金 (1か月当たり)	従量料金 (1か月1立方メートル当たり)	
<u>1,484円</u> (10立方メートルまで)	10立方メートルを超え50立方メートルまで	<u>159円</u>
	50立方メートルを超え100立方メートルまで	<u>170円</u>
	100立方メートルを超え500立方メートルまで	<u>180円</u>
	500立方メートルを超えるもの	<u>196円</u>

改正前

基本料金 (1か月当たり)	従量料金 (1か月1立方メートル当たり)	
1,400円 (10立方メートルまで)	10立方メートルを超え50立方メートルまで	150円
	50立方メートルを超え100立方メートルまで	160円
	100立方メートルを超え500立方メートルまで	170円
	500立方メートルを超えるもの	185円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の坂祝町下水道条例の規定は、令和7年4月分の使用料から適用し、令和7年3月分までの使用料については、なお従前の例による。

## 議案第45号

坂祝町農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項の規定により、坂祝町農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正するものとする。

令和6年9月17日 提出

坂祝町長 伊藤 敬 宏

### 提 案 理 由

下水道事業の経営改善を目的として、農業集落排水使用料を改定するために本条例を改正するものです。

坂祝町農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例  
(案)

坂祝町農業集落排水処理施設の管理に関する条例(平成2年条例第25号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料)</p> <p>第12条 使用料は、次項に定める汚水の量に別表に定める基本料金と従量料金の合計額とし、その合計額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(ただし、その額に<u>1円</u>未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)とする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>別表(第12条関係)</p> <p><b>【別記1 参照】</b></p>	<p>(使用料)</p> <p>第12条 使用料は、次項に定める汚水の量に別表に定める基本料金と従量料金の合計額とし、その合計額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(ただし、その額に<u>10円</u>未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)とする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>別表(第12条関係)</p> <p><b>【別記1 参照】</b></p>

**【別記1】**

改正後

処理施設名	基本料金 (1か月当たり)	従量料金 (1か月1立方メートル当たり)	
西部農業集落排水 処理施設	1,484円 (10立方メー トルまで)	10立方メートルを超え50立方メー トルまで	159円
黒岩農業集落排水 処理施設		50立方メートルを超え100立方 メートルまで	170円
一色農業集落排水 処理施設		100立方メートルを超え500立方 メートルまで	180円
深萱第2農業集落 排水処理施設		500立方メートルを超えるもの	196円

改正前

処理施設名	基本料金 (1か月当たり)	従量料金 (1か月1立方メートル当たり)	
西部農業集落排水 処理施設	1,400円 (10立方メー トルまで)	10立方メートルを超え50立方メー トルまで	150円
黒岩農業集落排水 処理施設		50立方メートルを超え100立方 メートルまで	160円
一色農業集落排水 処理施設		100立方メートルを超え500立方 メートルまで	170円
深萱第2農業集落 排水処理施設		500立方メートルを超えるもの	185円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の坂祝町農業集落排水処理施設の管理に関する条例の規定は、令和7年4月分の使用料から適用し、令和7年3月分までの使用料については、なお従前の例による。

議案第46号

令和6年度坂祝町一般会計補正予算（第5号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和6年度坂祝町一般会計補正予算（第5号）を提出するものとする。

令和6年9月17日 提出

坂祝町長 伊藤敬宏

議案第47号

令和6年度坂祝町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和6年度坂祝町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を提出するものとする。

令和6年9月17日 提出

坂祝町長 伊藤敬宏

議案第48号

令和6年度坂祝町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和6年度坂祝町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を提出するものとする。

令和6年9月17日 提出

坂祝町長 伊藤敬宏

議案第49号

令和6年度坂祝町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和6年度坂祝町介護保険特別会計補正予算（第1号）を提出するものとする。

令和6年9月17日 提出

坂祝町長 伊藤敬宏

議案第50号

令和6年度坂祝町水道事業会計補正予算（第2号）について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、令和6年度坂祝町水道事業会計補正予算（第2号）を提出するものとする。

令和6年9月17日 提出

坂祝町長 伊藤敬宏

## 議案第51号

### 工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び坂祝町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年坂祝町条例第3号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和6年9月17日 提出

坂祝町長 伊藤敬宏

### 記

1. 契約の目的 河改第6-1号  
西谷川河川改修工事（2工区）
2. 契約金額 51,040,000円
3. 工期 契約の日から令和7年3月21日まで
4. 契約の相手方 株式会社栗山組  
加茂郡坂祝町酒倉2008番地
5. 契約の方法 一般競争入札（事後審査型条件付き）

認定第1号

令和5年度坂祝町一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度坂祝町一般会計歳入歳出決算を認定に付します。

令和6年9月17日 提出

坂祝町長 伊藤敬宏

認定第2号

令和5年度坂祝町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度坂祝町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を認定に付します。

令和6年9月17日 提出

坂祝町長 伊藤敬宏

認定第3号

令和5年度坂祝町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度坂祝町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を認定に付します。

令和6年9月17日 提出

坂祝町長 伊藤 敬 宏

認定第4号

令和5年度坂祝町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度坂祝町介護保険特別会計歳入歳出決算を認定に付します。

令和6年9月17日 提出

坂祝町長 伊藤敬宏

認定第5号

令和5年度坂祝町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、別紙の令和5年度坂祝町水道事業剰余金処分計算書（案）のとおり利益剰余金を処分し、併せて同法第30条第4項の規定により、別紙のとおり令和5年度坂祝町水道事業会計決算を認定に付します。

令和6年9月17日 提出

坂祝町長 伊藤 敬 宏

認定第6号

令和5年度坂祝町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定  
について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、別紙の令和5年度坂祝町下水道事業剰余金処分計算書（案）のとおり利益剰余金を処分し、併せて同法第30条第4項の規定により、別紙のとおり令和5年度坂祝町下水道事業会計決算を認定に付します。

令和6年9月17日 提出

坂祝町長 伊藤 敬 宏

同意第2号

坂祝町教育委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を坂祝町教育委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年9月17日

坂祝町長 伊藤 敬 宏

記

住 所 加茂郡坂祝町加茂山

氏 名 やす え し の  
安 江 紫 乃

任 期 令和6年10月1日から令和10年9月30日まで